

## 鳥取県告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
都市開発工業株式会社 代表取締役 有本辰則	鳥取市国安83-6	生活サポートとっとり	鳥取市国安83-6	訪問介護	平成18年5月1日
山本卓志	鳥取市行徳一丁目425	山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目463	居宅療養管理指導	平成21年1月31日
智頭町 町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	智頭デイサービスセンター	八頭郡智頭町大字智頭1875	通所介護	平成21年3月31日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	短期入所生活介護	〃
〃	〃	国民健康保険智頭病院	〃	訪問看護	〃